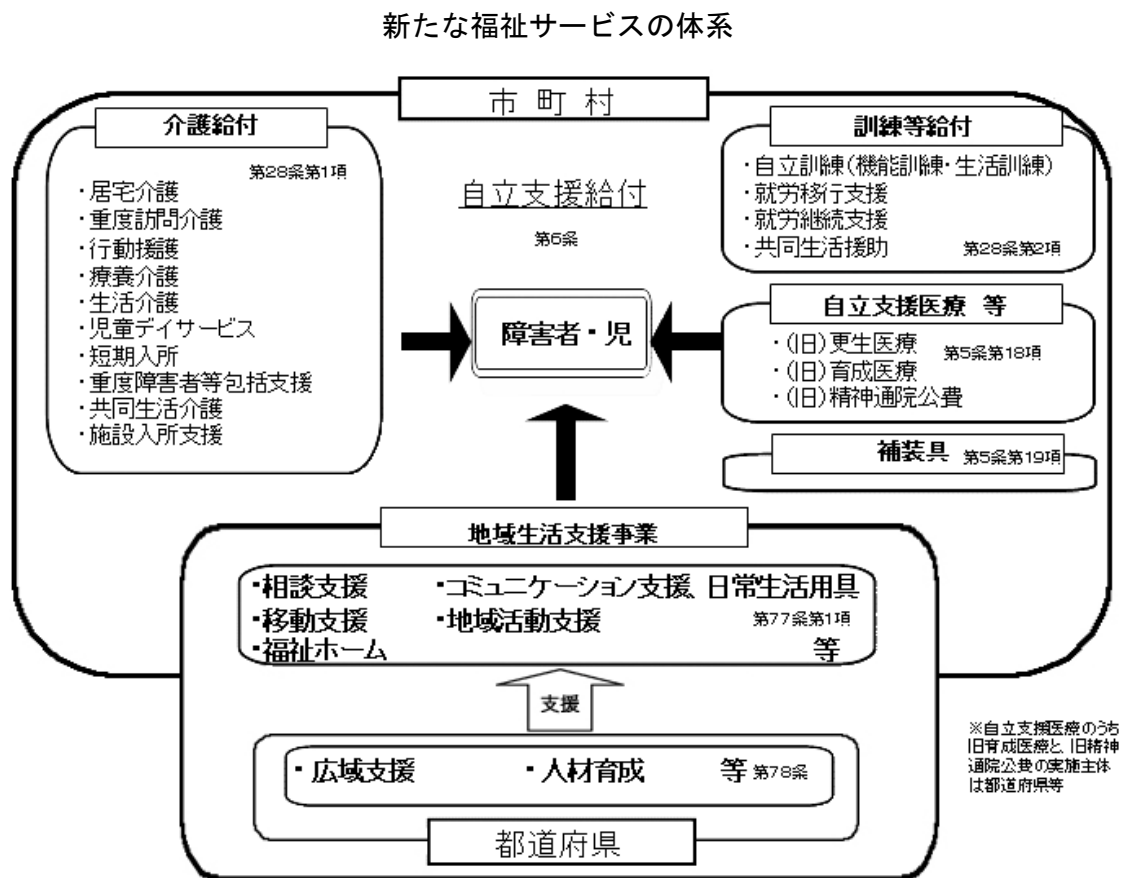


#### IV 障害者自立支援法と高次脳機能障害者に対する相談支援のプロセス

##### 1. 障害者自立支援法の概要

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するために、平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行された。これまで障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）ごとに提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等が、共通の制度の下で一元的に提供されることになった。

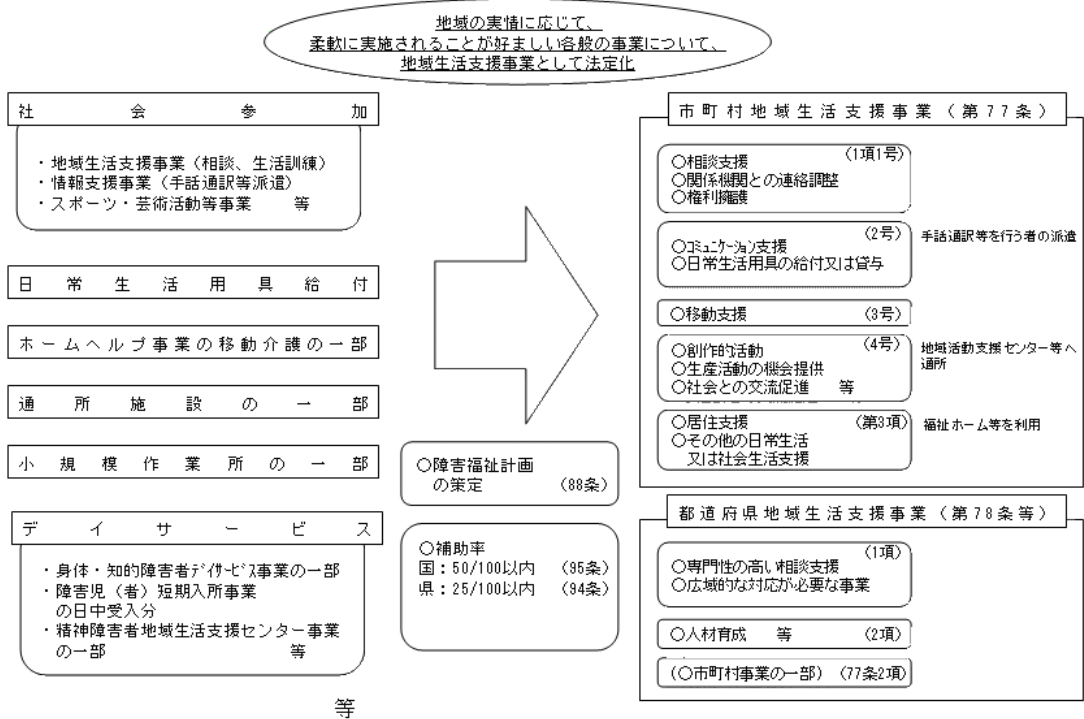
新しい体系では、サービスは、障害の程度や介護者居住等の状況をふまえて、個別に支給が決定される「自立支援給付」と、市町村の実情に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。



## 自立支援給付等の体系

現行サービス	新サービス		
居宅サービス	ホームヘルプ(身・知・児・精)	居宅介護(ホームヘルプ)	介護給付
	デイサービス(身・知・児・精)	重度訪問介護	
	ショートステイ(身・知・児・精)	行動援護	
	グループホーム(知・精)	重度障害者等包括支援	
施設サービス	重症心身障害児施設(児)	児童デイサービス	訓練等給付
	療護施設(身)	短期入所(ショートステイ)	
	更生施設(身・知)	療養介護	
	授産施設(身・知・精)	生活介護	
	福祉工場(身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	
	通所寮(知)	共同生活介護(ケアホーム)	
	福祉ホーム(身・知・精)	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	
	生活訓練施設(精)	就労移行支援	
		就労継続支援(A型=雇用型、B型)	
		共同生活援助(グループホーム)	
	移動支援	地域生活支援事業	
	地域活動支援センター		
	福祉ホーム		

## 地域生活支援事業



## 2. 高次脳機能障害者支援における市町村・都道府県の役割

高次脳機能障害者に対する相談支援は、障害者自立支援法で定められた市町村が行う「一般的な相談支援」および都道府県が行う「障害者専門性の高い相談支援」に位置づけられている。都道府県は、高次脳機能障害者への支援拠点機関および支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研究等を行い、適切な支援が提供される体制を整備する。また、自治体職員や福祉事業者等を対象に研修を行い、地域での高次脳機能障害者支援の啓発と普及を図る。

### 高次脳機能障害者支援における市町村・都道府県の役割

市町村	一般的な相談支援(3障害に対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、情報提供・助言、連絡調整 等</li> <li>・地域のネットワークづくり</li> </ul>
都道府県	1 相談支援に関する基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内の実態把握、評価、システムづくり</li> <li>・相談支援のスーパーバイズ(アドバイザー派遣)</li> <li>・人材育成</li> <li>・広域的調整 等</li> </ul>
	2 広域・専門にわたる支援	<p>障害や支援の特性にかんがみ、市町村域を超えた広域で行うことが適当な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援センター</li> <li>・就業・生活支援センター</li> <li>・高次脳機能障害への支援 等</li> </ul>
	3 市町村が行うべきものであるが、地域の事情により、現段階では、十分確保できない場合における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的職員(精神保健福祉士など)の配置 ※</li> <li>・居住サポート</li> <li>・成年後見制度利用支援</li> </ul>

※相談支援事業者への委託など多様な支援方法を想定

#### 支援拠点機関の例

都道府県の支援拠点機関としては、リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等が指定されることが多い。

#### 支援コーディネーターの例

支援コーディネーターとしては、社会福祉士、保健師、作業療法士等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者が従事することが多い。

### 3. 高次脳機能障害者に対する相談支援のプロセス

平成13年から5年間にわたって行われた高次脳機能障害支援モデル事業の登録者について、障害の特性に応じて実際に行われた支援内容を分析した結果、現行の①就業支援、②就学支援、③就業・就学準備支援、④授産施設における支援、⑤小規模作業所に等における支援、⑥在宅支援、⑦施設生活訓練支援、⑧施設生活支援のいずれかに該当することが明らかになった。これらの支援内容を新たな自立支援給付等の体系にあてはめると、「就業支援」「就学支援」「就業・就学準備支援」は、「就労移行支援」、「授産施設における支援」「小規模作業所に等における支援」は「就労継続支援」、「在宅支援」の一部、「施設生活訓練支援」「施設生活支援」は自立訓練に概ね該当する。

#### 高次脳機能障害者に対する相談支援のプロセス

